

# ！！ 気をつけましょう ！！

排水設備の工事が終わり、公共下水道の使用を開始したご家庭では、引き続き「維持管理」を意識しなくてはなりません。



そこで注意していただきたいのは、本村の下水道が普及してきたことから、清掃業者が個人宅を訪問して、様々な営業行為(押し売り)を迫ってくるケースが増えてきたことです。

なかには、勝手に排水設備のフタを開けて、村(下水道課)から委託を受けているかのような雰囲気話し掛けてくる事もあるそうです。

村(下水道課)では、そのような仕事の発注は一切行っておりません。宅地内はあくまでも個人で維持管理を行う範囲になります。

清掃作業を依頼する際には、作業内容と見積額をよく確かめるようにしましょう。

もし、「排水の流れが変だな?」と感じたら、まずは排水設備の工事を行った指定工事店に相談してみましょう。

東海村役場建設農政部下水道課管理・業務担当

TEL 029(282)1711 内線 1192